



被爆 80 年記念行事“座談会の記録要旨”

日時 2025年7月20日(日) 13時30分～16時30分

会場 浦和コミュニティセンター 多目的ホール

主催 埼玉県原爆被害者協議会

(司会進行: 齊藤とも子)

私はしらさぎ会の人間としてとても親しく友達みたいに喋らせていただいていた田中熙巳さんが、あのすごい舞台で、あんな立派なご挨拶をされて、ほんとうにテレビを見ながら涙が止まらなかったんです。

最後の方で田中さんが、私たちが伝えていかなくてはいけないということをおっしゃっていたので、今日対談の大きな話の流れとして、私たちがどのように伝えていったらいいかというところに行くために、まず被爆者の方たちがどのように運動してこられたのか、闘ってこられたのか、そのあたりを大久保先生にお願いできたら。

(大久保賢一弁護士)

田中さんがオスロでノーベル平和賞を受賞した時の演説、これは聞いておられましたよね。私もすごい演説をしていただいたなと思っています。最後のところにこんなセリフがあったのを皆さん記憶しておられますか。人類が核兵器で自滅することのないように、そして核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めてともにがんばりましょう。私はこのセリフを聞いたときに、やっぱりその思いを引き継がなければいけないことを改めて思ったんですね。

というのは今世界に核弾頭がどれくらいあるか。1 番核を持ってるのがロシアで 5580 発。その次がアメリカ 5044 発。それから中国はその 10 分の 1 の 500 発。北朝鮮はさらにその 10 分の 1 の 50 発、トータル 12,000 発を超える核弾頭があります。そのうちの 3000 発以上 4000 発未満くらいが、いつでも発射できる体制にあるんです。

そしてそういうボタンを誰が持っているかということです。ウラジミール・プーチンさん、この人はウクライナを侵略しています。そしてザポリージャの原発、これも占領しています。そして彼は自分がないロシア、そんなこと考えられないし、いつでも自分たちは核兵器使える、ロシアが核兵器国だってことを忘れるなって言っているんです。

トランプさん、この人はこの前の大統領選挙では落ちましたが、あの時にみんな議事堂に行けて話した。とんでもないことですよ。それだけではなくてね。彼は「なんで核兵器を使っちゃいけないんだ」ということを側近に何回も聞いた人なんです。何をやるかわからない人が核のボタンを持っている。

レーガンさん、ホワイトハウスにいたときからアルツハイマーの兆候があったみたいです。ニクソンさん、彼は酒びたりだったそうです。ケネディさんはどうも精神不安定なところがあったと。1 万数千発

の核弾頭がある世界で、何をやるかわからない人たちが核兵器を持っているということなんです。

国家安全保障戦略という日本の基本的な戦略文書には、世界は今希望の世界に向かうのか、それとも不信の世界に向かうのかと書いてある。世界は、私たちは、そういう大分岐点にある。戦争で物事を解決するのか、加えて核兵器まで使うのか。それとも日本国憲法がいうように平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して安全を守るのか。

原爆裁判を材料にして考えていきたい。1955年(昭和30年)に、5人の被爆者がアメリカの原爆投下は違法であるから、日本政府に対してその弁償をしろと、こういう裁判を起こしたんですね。アメリカの落とした原爆で自分たちが被害を被ったということで、日本政府に対して損害賠償を求めるわけですから、聞いただけでもたいへんな裁判をやったって思うでしょ。

1963年に東京高等裁判所は原告の請求を棄却しますが、その中でアメリカの原爆とか広島長崎の原爆投下は、当時の国際法に照らして違法なんだ、国際法違反だって判断をするんです。加えて、被爆者が放置されているわけだから、被爆者に対して国家補償に基づく補償をしないのは、政治が貧困なんだと言った。すごい判決を出すんですね。

その裁判を誰が考え始めたかという、岡本尚一さんという弁護士です。この方が何で原爆裁判を起こすかという、時間の関係で紹介だけにしますが、歌を残しています。

東京裁判の法廷にして想(そう)なりし 原爆民訴 今練りに練る
夜半に起きて被害者からの文読めば 涙流れて声たてにけり

今も悲惨な状態のままに置かれている被爆者やその遺族が損害賠償を受けるというだけではなくて、この賠償責任が世界の人に印象付けられるだろう、この訴訟の可能性を世界に示すことが世界の平和に寄与することは疑いない、こう言っているんです。つまり原爆の使用禁止は世界の公理、天地の公理だと言っているのです。

5人の原告の一人が下田隆一さんという方で、外国ではこの原爆裁判のことを「シモダ・ケース」と呼んでいます。この方は広島で被爆され、当時47歳、長女16歳、三男12歳、二女10歳、三女7歳、四女4歳が爆死します。自分もケロイドや腎臓、肝臓に障害を受けて就業不能という状態になってしまいます。

多田マキさん。この方は広島で被爆します。顔、肩は胸、足におごたらしいケロイドを負います。腰痛のために日雇い労働につかず、夫はあまりの容貌の醜さによって家を出てしまう。この方は「虎に翼」の中で被爆者の方が裁判起こしますよって打ち合わせにきた方ですね。今あまり流行らないのかもしれませんが、ミスコン優勝するほどの綺麗な方だと言われていました。

浜部寿次さん。この方は長崎の人で、東京に単身赴任していて、家族、奥さんと4人の娘たちが全

買爆死してしまうという方も原告になっています。

岩渕文治さん。この方は広島原爆投下によって養女とその夫とその子どもたちを亡くしてしまう。

川島登智子さん。14歳の時に広島で被爆。顔面、左腕などを負傷し、両親も原爆で亡くされています。登智子さんは爆風による家屋倒壊によって顔面に障害を受け、左腕も負傷し、その傷跡は現在(当時)も残っている。この時、24歳ですね。

両親を亡くした幼い原告家族は、生活に窮し、親族に引き取られ、妹詔子は養子に行くなど、姉妹も離ればなれ生活をしなければならない、悲惨な生活を送っている。これは訴状に書かれていることです。

今、川島さんのことを詳しく紹介したのは、今日、この会場に、川島登智子さんの娘さん、時田百合子さんと、娘さんの息子さん(登智子さんの孫)がお見えになっているんです。娘さんは昭和27年生まれ、お孫さんは今35歳とのこと。おふたりからご挨拶をお願いできますか。

(時田百合子さん)

母のことを思うと今でもちょっと涙ぐんでしまいます。原爆裁判で、母が原告だったことは聞いていなかったです。なのでとてもすごくびっくりしています。明るくて良い母だったんですが、人前でお話するとかそういうことをする人じゃなかったんです。すごく我慢強い人でした。被爆したとき、母の妹詔子が3歳で、その10年後の原爆裁判が始まったとき、私も3歳、母の記憶が重なり、いてもたってもいられなかったと思います。また、その後、家族がバラバラに養女にだされ、不憫な思いをしてすごい親の気持ちであったのかと思います。先日、詔子おばさんと疎開先とか祖母を茶毘に伏した小学校の校庭にいきまして花を手向けようと思って行ったんですけど、木がいっぱいあって、どの木かわからなかったの、なぜかその木に向かって歩いて行ったらその木が被爆の木だったんです。その小学校の校庭で大事に残していただいて、毎年学生たちが祈っていただいているっていうので、すごい感謝いたしました。爆心地に一番近くにいた詔子おばさんもすごく喜んでいました。でも、そこで、なんか私がその祖母に会ったような気がしました。とても嬉しかったです。何回も行っている広島なんですけれども。今回は違う広島になりました。印象に残る広島でした。やっぱりどんな理由があったとしても、やっぱり二度と戦争とか核兵器を使ってほしくないです。そのために子どもから孫へ後世に伝えるのが、私の役目だと思っています。母から直接戦争の話をしてもらっていたので、自分から子供へ、子どもから孫へ孫からその先へ伝えていくのが役割だと思っています。今月17日が母の命日でしたが、母の話ができて良い供養ができたと思っています。幸せな未来になるように祈っております。こちらに来られ、本当によかったです。ありがとうございました。

(時田昌幸さん)

今日はお呼びいただきまして、ありがとうございます。自己紹介をしますと、登智子とは8年ほどいっしょに住んでいた時期がありましたが原爆についてはいろいろ聞くこともあったんですが、原爆裁判については一言も話さなかった事実がありますので、何か心の中に思いがあったのかなという想像をしています。当時聞けなかったことへの後悔がずっと残っている状態です。ですので、少しでもこういった場で学べたらと参加しました。よろしくお願いします。

（大久保賢一弁護士）

話を続けます。先ほど登智子さんのことがありましたけれども、こんなことも書かれています。

「アメリカは広島と長崎に原爆を投下した。原爆は人類の想像を絶した加害の影響力を発した。身ごもれる婦女も、乳房をふくむ嬰兒も殺害せられ多くの市民がむごたらしい身体の障害を受けた。一瞬たりとも放射線を浴びた者は突如として原爆症で死んでいく。原爆症は10年後も絶えない、人は垂れたる皮膚を褴褛として屍の間を彷徨号泣し、灼熱地獄なる形容を超越して人類史上における従来の想像を絶した酸鼻なる様子を呈した。」

「原爆投下は戦闘員、非戦闘員たるを問わず無差別に殺傷するものであり、戦力破砕の目的に出たものではなく、戦争の闘争心を失わせるための威嚇手段であった。広域破壊力と人体に対する特殊加害影響力は、人類の滅亡さえ予想を進めるのであるか。人類と人類社会の安全と発達を志向希求する国際法とは相容れない。」

そのことに対して、政府はどういう答弁をしたかを紹介しておきます。

「原告の請求を棄却する。原子爆弾の投下と炸裂により、多数人が殺傷されたことを認めるが、被害の結果が原告の主張にある通りであるかどうか、および原爆の性能など知らない。被告らに対する、または賠償金は否認する。原爆資料が、国際法に違反するとは直ちに断定できない。したがって、原告に賠償請求権はない。」

それに対して、裁判所はどういうふうに判断したかということ、原爆がどのような兵器であるのかということ、を非常に丁寧に認定しています。そのうえで、

「広島市と長崎市は防守都市ではない。また、広島市と長崎市には一般市民がその居を構えていた。仮に原爆投下が軍事目標を目的としたものであったとしても、原爆の巨大な破壊力からすれば盲目爆撃である。爆撃では、無防守都市に対する無差別爆撃として、当時の国際法から見て違法な戦闘行為であると解するのは相当である。」

「のみならず、原子爆弾のもたらす苦痛は毒ガス以上のものと言って過言ではない。広島、長崎に対する原爆とか不必要な苦痛を与えてはならないという、戦争法の根本原則に反している。」

「そして、もう一つ、政治の貧困を語ります。「人類の歴史始まって以来の大規模かつ破壊力を持つ原爆の投下によって被害を被った国民に対して心からの同情の念を抱かないものはないであろう。戦争を全く廃止するか、少なくとも最小限に制限し、それによる惨禍を最小限にとどめるということは、人類共通の希望であり、そのためにわれわれ人類は日夜努力を重ねているのである。」

「戦争災害に対しては、当然に、結果責任に基づく交渉の問題が生ずる。被告が十分な救済を取るべきことは他言を要しない。しかしながら、それは裁判所の職責ではなく、国会および内閣の職責である。戦後十数年を経て高度成長を遂げたわが国において、これが不可能であるとは考えられない、我々は本訴訟を見るにつけ、政治の貧困を嘆かずにはいられない。」

このように言っているんですね。

そして今日、皆さん方と共有しておきたいのは、原爆裁判の判決は、戦争を全く廃止するか、少なくとも最小限に制限し、それによる惨禍を最小限にとどめることは人類共通の希望である、こう言って

いることです。

憲法9条を思い起こしていただきたい。

「日本国民は、正義と信義を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するために、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」
と書いてますよね。

日本国憲法の公布は1946年の11月3日です。当時の政府は何と言っていたかということをご紹介します。

「ひとたび戦争が起これば人道は無視され、個人の尊厳と基本的人権を蹂躪され、文明は抹殺されてしまう。原子爆弾の戦争の可能性を拡大するか、または逆に戦争の原因を収束せしめるかの重大な段階に到達したのであるが、識者は、文明が戦争を抹殺しなければ、やがて戦争が文明を滅ぼしてしまうことになる。これを真剣にうれいているのだ」、こういことを言っているんですね。

これ、政府の、政府ですよ。そして、この中で識者と言われているのが幣原喜重郎(してはらきじゅうろう)さん。名前聞いたことがあるかもしれません。彼は国会でこんな答弁をしているんです。

「我々は今日、広い国際関係の原野におきまして、単独にこの戦争放棄の旗を掲げているのであります。けれども、早実、必ずわれの後についてくるものがあると私は確信しているものであります。原子爆弾というものを発見されただけでも、戦争論者に対して再考を促すことになっています。」

「日本は今や徹底的な平和運動の先頭に立って、この一つの大きな旗を担いで進んでいくのであります。戦争を放棄するということになると、一切の軍備は不要になります。軍備が不要になれば、我々が従来軍備のために費やしていた費用は、これまた当然に不要になるのであります。」

今の政府に、昔の政府が何を言っていたか勉強してもらいたいというのは私だけではないと思います。日本国憲法をもう一度思い出していただきたい。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」こう言っているんです。

そして被団協の闘い。これが世界でどのように受け止められているのかというのが、被団協がノーベル平和賞を受賞した理由だと思うのです。ノルウェーのノーベル委員会委員長のフリードネスという方、この方まだ40歳なんですけど、すごいなあと思いますけれど、彼はこんなことを言っています。

「演説で田中熙巳さんが語ることは、核兵器が人類にとって最も破壊的で2度と使われてはならない兵器だということを思い出させ、世界中の人類、そしてこれからの先の世代にまで影響を与える」と確信しています。人類の総意になるでしょう。」

話しの最後になりますが、核兵器禁止条約に、日本政府は敵意を持って入ろうとしませんが、こんなことも言っています。

「核兵器のいかなる使用も、それがもたらす壊滅的人道上の結末を深く憂慮し、その結果として核兵器の完全に廃絶されることが必要であり、このことがいかなる場合にも核兵器が決して再び使用されることがないことを保障する唯一の方法だ」と。

私はこの80年間、核兵器を使用されていないということ、また日本は軍事力を行使していない、このことに確信を持ってもらわなければいけないと思います。私たちは憲法9条と核兵器禁止条約をすでに持っているんです。

原爆が日本国憲法を生み出した。そう考えると、核の時代の非軍事平和規範なんです。日本国憲法を土台にして、原爆裁判をルーツに持つ核兵器禁止条約を普遍化し、核兵器も戦争もない世界の一刻も早い実現をしようじゃないか、これが私の結論です。

ありがとうございました。

（斉藤とも子）

大久保先生、ありがとうございました。

また、時田百合子さん、昌幸さん、ほんとうにありがとうございました。お母様が被爆されたことをお話になっていましたけれども、裁判されたことは全然ご存じなかったっておっしゃっていました。けれども、同じように、たとえば被爆されたことを話さないまま亡くなられていかれている被爆者の方もたくさんいらっしゃるんですよ。なので、話すことの大切さと、話せないっていうことの意味に込められている奥深いものも、私たちは感じ取らなくてはいけなくなって思うのですけれど、もうすでにこれ、百合子さんとか昌幸さんがここに来てくださっていることが、すでに大きな継承だなという気がしているんですけれども、ありがとうございました。

さあ、それでは工藤さん。ずっともう長い間、被爆者の方に寄り添い続けて、事務局などいろいろやってらっしゃいますけれども、今、大久保先生のお話を受けて、またずっと被爆者の方たちが闘われている姿を工藤さんもずっと見続けてこられたと思いますが、そのあたりからどうぞお話いただけたらと思います。

（工藤雅子）

こんにちは工藤雅子と申します。

1991年の3月に日本被団協の事務局に就職しまして、それから34年経ちました。被団協が1956年に結成されて、今年が69年目ですから、その約半分の時間を共に過ごしてきたことになります。今は2011年に発足した「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の事務局を創設時から務めさせていただいています。大久保先生には理事をやっていただいております。

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会、この会は、肥田舜太郎さんや大江健三郎さん、そういう人たちの呼びかけによってできた会なんです。何をめざしているかと言いますと、まずは資料収集です。広島や長崎に資料館があるのに、なぜ必要なのかということをよく聞かれますが広島や長崎の原爆資料館、それから国立追悼平和祈念館も、これは「あの日」を中心とする原爆被爆者の資料しか収集対象にしています。

今回ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の何が評価されたかという、草の根の運動が評価に値するということが受賞理由に書いてありますけれども、それに関する資料は、広島や長崎の資料館や追悼祈念館の収集対象ではないんです。

私たちは、その運動資料が失われて行くことに大変危惧を持ちました。というのは、各地方の被爆者団体は、事務所を持っている団体の方が少ないんです。日本被団協というのは、かつては47都道府県に全部にありました。今だんだん減って35になってしまいました。まだ事務所があるところは、保っているところもあるんですが、多くは事務所を持たず、都道府県の会の事務局長さんや会長のさんの自宅が連絡先になっています。

そうしますと、その方が亡くなられると、後を継いだ方が全部資料を引き継ぐというのではなくて、それはそれで自宅に置いたまま、あとを引き継ぐということがありまして、どんどん失われていったんですね。これは大変だ、収集を始めようということで、2011年の12月に発足したのがこの会です。

網羅的に、あまねく収集しようとしているものとしては、
まず一つ目が原爆被害や原爆体験に関する調査や研究資料、
それから二つ目が運動関係の資料
それから三つ目が体験記や証言、自分史、聞き書き、
そして四つ目に文学作品や絵画、写真、音楽などの芸術作品
そして、これらに加えて核兵器や反核運動、他の戦争被害に関する資料
を可能な限り収集しています。

といっても、それを置くところがありませんでした。そうしているところに大久保先生のご紹介で、亡くなられた弁護士さんの事務所を貸してもいいとなって、それが愛宕山弁護士会館というところにあり、そこで最初始めたんです。

(画像の)右手の方に見えている古いダンボール箱とか宅急便のダンボール箱に詰まっているのが被団協の事務所から運び込んだ資料です。被団協事務所から何十箱も運び込んで整理を始めたのに、被団協事務所は、なんでまだこんなにあるのっていう状態ですけど、(画像の)左手にあるのがもんじょ箱というのですが、そういうものに整理を始めたんですね。このもんじょ箱というのはちょっと高価な箱でして、古い資料は昔の酸性紙が使われていて、もうさわれば端からボロボロ壊れていってしまうような資料もあるんです。

本当はそういうのを中性紙の封筒に入れて整理しなければいけないところを、中性紙の封筒まで買うお金がなくて、「もんじょ箱」だけは中性紙にして、中は普通の封筒を使っています。

ほんとうは1枚1枚にして収めなければ、いけないのですが、ファイルごと封筒に収め、ハサミで切って挟むようにして、紐で結んで封筒に何が入っているかというのを書いて、それをまた別の紙に目録を取って納めていくことをしています。

このやり方は、昭和女子大の歴史学の松田忍先生と学生さんたちが授業の一環としてやってくださったのが最初です。

資料を保管するには、ファイルを開いて、ホッチキスで止めたところは錆びてしまっているのが全部外して、それから金属のクリップで止めたところも錆びているのでそれも外して、プラスチックや紙のクリップで全部挟み直す、それからファイルの中の押さえも、以前は金属でしたので、それも外してプラスチック製の押さえに変える…。そういう作業をひとつひとつやって、ようやく目録を取って、画像にあるように箱に納めていきます。

資料が大事というのはなぜかということですが、被団協の運動というのは、今回ノーベル平和賞で注目されて、草の根の運動が「核のタブー」を保ってきたということで評価されたんですけども、世界に2つとない、まさに唯一無二の運動で継承ということでは「運動の継承」が大事だと思っています。

この被爆者運動というのは、被爆者のためのものだけではありません。国家補償を求めるのは、国が起こした戦争、市民に与えた被害は国が償うのは当然の話で、被爆者だけの問題ではありません。原爆被爆者対策基本問題懇談会（基本懇）の意見が主張する「受忍論」は、被爆者だけに我慢しろと言っているわけではなくて、これから起こる戦争についてもそうだと言っている。私たちみんな、国民全体に、戦争被害が起きても我慢しなさいって言われていることなんです。だから、それを跳ね返すのは被爆者だけではなくて、私たち全員でそれを跳ね返していかなければいけないと思っています。

運動を引き継ぐためには、被爆者がやってきた運動を学ぶということがとても大事だと思っています。今生きている被爆者から学ぶのも当然なんですけど、かつてあった運動、どんな運動がされてきたのかを学んでいくための大切な資料なんです。先ほど原爆裁判のことを大久保先生が話されたんですけども、大久保先生が保管されていた、継承して預かっていたたくさんの資料があります。そういうものがあってこそなんです。

継承する会はお金がないので、何億円もかかる資料センターをつくりたいという構想はあるんですが、まだまだ足りません。それで集まった資料をどうしているかと言いますと、ひとつが愛宕の事務所なわけですが、再開発で取り壊しになるということで転居せざるを得ませんでした。それより前から、埼玉県南浦和にありますが、コープみらいの施設を貸していただいて、資料保管と整理作業に使わせていただいていたのですが、ただ、そこに全部押し込むのは無理ということで、今は、中野にある東京都生協連の一角もお借りしています。

南浦和と中野、被団協事務所に残っている資料、入りきれないものは有料の倉庫に預けてありますので、4カ所で保管しているということです。

（画像の）整然と積まれているのがもんじょ箱なんですけど、その後ろにある戸棚には手記や証言集ですね。継承する会を立ち上げた時に、資料をとにかく持っていてください、捨てないで持っていてくださいと言ったんですが、持っているだけでも限界だから、会の方に送るから何とかしてくれっていう感じで

兵庫県の園辰之助さんの資料、それから副島まちさんの資料、もう亡くなられた被団協役員の藤平典（とうへいのり）さんはご自宅にあったものを見せていただいて、いただくものはいただいける。

まだ取っておいてくださいねっていうものは自宅にあります。東京の田川時彦さんとか、あとは小西悟さんとかそういった方々の資料は全部いただいて整理しています。

(この画像は)継承する会ではなくて、5年ごとに被団協が実施しているニューヨークの国連本部ロビーでの原爆展です。持ち帰って、国内で巡回展示をしていますが、何しろ一点ものなので、なかなか皆さんに見ていただけない。それを継承する会が作業を請け負い、Web化しました。説明文が英語なので、日本語に訳して、デザイナーに作り直してもらって。クラウドファンディングに取り組みましたが、かなりお金がかかりました。

今は、Web上で国連原爆展を、日本語と英語で全部見ることができます。ただ、著作権の問題があってダウンロードはできません。日本語の説明部分だけはダウンロードしてプリントして見ていただくことはできますので、大きな画面に画像を映しながら、手元で説明文を読み合いながら、原爆展を見ていただくことができるようになりました。

全国の被爆の証言集についてですが、古いものも全部収集して公開していきたいと思っています。「私たちの世代が生きている被爆者の声を聞ける最後の世代になる」と、頑張って被爆者の声を聞いてくださる活動がありますが、たくさんの証言集を全国の被爆者団体は残しています。都道府県ごとや地域に証言集を出しています。古いものは、今生きている被爆者の方々では語ることでできない、母親や父親としての証言だったり、成人してから被爆した人の話であったりします。

そういった証言集からしか、もはや私たちは被爆の実相の多くを受け取ることができません。それを多くの人に読んでいただきたいということで、少しずつオンライン公開を始めています。ただこれもダウンロードはできません。勉強会をしたいからプリントさせてほしいという依頼があれば、データをお送りしますのでご連絡ください。

古い証言集は住所とか電話番号まで書いてありますので、マスキングして黒塗り・グレー塗りする、そういう作業もボランティアの方に手伝っていただいて、やっと公開しているという状況です。継承する会はこの取り組みを行っていますが、皆さんにお願いがあります。

中央の継承する会で、全国の被爆者の運動資料を集めて記録することがとても難しくなっています。以前は47都道府県すべてに被爆者運動があり、日本被団協は各都県の団体で構成する協議会であり、しらさぎ会にも古くから運動がありました。以前、事務局の栗原と私とでしらさぎ会の事務所を訪問して資料を見せていただいたことがあります。とても貴重な資料がありました。それを絶対に捨てることなく、残して生かしていただきたいんです。

奈良県の例を申し上げますと、2000年代の初めに奈良県のわかくさの会という被爆者の会が解散してしまいました。しかし資料が残っていたんです。会長さんの資料が。それをならコープの皆さん、生協の皆さんが奈良県生協連と協力して資料を整理するということをやっていらっしゃいます。ならコープの空き店舗の2階に「平和ライブラリー」というものをつくって、わかくさの会の資料や生協が古くからやられていた平和活動の歴史も含めて展示をされています。

奈良の皆さんが、継承する会のもんじょ箱など整理の仕方を勉強に来られて、生協の役員や組合

員の方々が整理作業に関わっておられます。その中で、奈良の古い証言集がもう手に入らないということになって復刻しようとなり、復刻版とともに新たに運動に加わってこられた被爆者の手記も新たに集めて証言集の出版もされています。各学校に贈呈して教育に役立ててくださいとか、そういうことで運動が発展しています。埼玉は以前から、今日の慰霊式も実行委員会形式で実施され、ヒバクシャ国際署名の時も様々な広い範囲の運動体や組織や個人の方々が集まってやっていらっしゃる会ですから、しらすぎ会の運動を残すということを皆さんでやっていただきたいんです。ぜひ若い方々や大学の先生などにも参加してもらいたいというのが私の気持ちです。

最後に見せたい写真があったの。

この画像は、40 年前の斉藤とも子さんです。斉藤さん、記憶にないですか。日中友好新聞に掲載されたものです。こういう出会いもありますので、皆さん資料整理をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

（斉藤とも子）

ほんとそうですね。全国全 47 都道府県全部にその県の被団協があるんですよね。埼玉県はしらすぎ会ですけれども、それがどんどん今減っているっていうことを私も聞いていて、やっぱり高齢化とか皆さん自体が持たなくなっていくことなんですから、貴重な資料がそこでなくなってしまう。奈良県のわかくさの会の取り組みがすごい希望だなと思って、各都道府県でやるっていうことだったら、なんか先が見えますね。

どこから手をつけたらいいかわからないみたいになりがちですけれども、とくに埼玉県は生協連さんとか聞き書き実行委員会の皆さんとか、埼玉は盛んだと私はすごく思っているんで、協力していただいて、しらすぎ会の貴重な歩みとか、それから学校と協力していただくの、ほんとうにいいですよ。学生さんにも、その資料を打ち込んでデータ化するとか、一緒にやっていただくとすごく身近に感じてもらえると思いますし、同じ県内にいらっしゃるんだってなると、もうそれだけでも親近感がわきますよね。まだ語ってらっしゃらない方って結構多いんですよね。

午前中の慰霊式の時に、今年亡くなられた埼玉県に住んでいらっしゃる被爆者の方が百何人いらっしゃるって、その中でしらすぎ会の方が19人だったかな。だから会に入られていない方がたぶん80 人近くいらっしゃるんだなって思った時に、どこの県でも語っていないまま亡くなられる方も多いと思うんです。そういうところの何かが発見されたら、それがもしかしたら語ろうとか、何かでつながるきっかけにもなるかもしれないですし、皆で協力して自分たちのところの資料を大切に生かそうみたいにしていただけたら良いなって思いますよね。ぜひあの生協の皆さん、今日会場に来ていらっしゃる皆さん、ご協力をよろしくお願いいたします。

もう時間がなくなっちゃいましたけれども、興味深い話で聞きたいこといっぱいなんですけれども、一番最初にですね、大久保さんにしても工藤さんにしても、このことに関わるきっかけになった何かあったのでしょうか、どういうところから、こういう活動に関心を持ったのかという。

（大久保賢一弁護士）

私からよろしいですか。いつだったのかよく覚えていないんですが、広島資料館に「人影の石」というのが展示されてますよね。あの話を私は母親から聞いたんです。私は今78歳で母は102歳で

す。話もできるんですが、私が小学校の頃だったか「賢一、お前ね、原爆ってのは怖いもんなんだよ」と。「銀行で座って待っていた男の人がピカッと、全部溶けて、影だけ残していなくなっちゃったんだ」と。この話聞かされたんですね。ついさっきまで普通の生活があって、ところが一瞬にしてその生活がなくなっちゃう。しかも、どこに行ったかわからなくなっちゃう。さよならの言葉も言えないっていうね。もちろん自分は戦争を体験していないんだけど、その人影の石の話を聞いたときには、ほんとうに怖いなあっていう思いを持ちましたね。母にはいろいろ怖い話を聞かされたんですけども、人影の話が一番怖くて、まだ私に染みついちゃっていますね。そんなふうに染みついちゃうと、娘にも伝わるみたいなんです。

ある日、娘がまだ小さい時分に田舎に帰った時に、父が「原爆を許すまじ」をなぜか歌ってたんですよ。そうしたら娘が、まだ3歳でしたが、身じろぎもしないでじーっと聞いているんです。なんか大切な歌みたいってことで。私は自分自身と母と、それから娘のそういう姿を見て、やっぱり原爆と人間は共存できないんだっていう被爆者たちの思いが、自分の気持ちとしても重なってくるような気がするんです。もちろん、被爆者の凄惨な人生を私は経験しているわけではありませんけれども、やっぱり自分ごととして考えていくということは、決して不可能ではないんだ、そんな思いで、今も取り組んでいます。

（斉藤とも子）

すばらしい。102歳のお母様の一言。お母様のその一言がずっと賢一青年の胸に、少年の胸に。それってほんとうに小さな何かがきっかけになって、ずっと忘れられないで、そこから今に至っているんだなっていう…、ありがとうございました。

工藤さんはいかがですか。

（工藤雅子）

私は、もともと小学校や中学校の教員をしていたんですけども、結婚して最初に住んだのが、福岡で、そこで子どもを産んで、夫の転勤で東京に来たのが91年、上の子が2歳でした。その時に仕事を探しました。教員というのは、採用試験を受けなければいけないので臨時教員になってしまう。まだ子どもも小さいのと、教員は自分の子どもの参観日とか運動会の時に、自分を優先できないのも嫌だなと思っていたところに、被団協というところが事務局を探しているという話があって、飛び込んだということです。その頃は「援護法を作れ」の運動がものすごく盛り上がっていた時で、一千万署名とか、国会議員の賛同者を得る活動、これは最終的には2/3を超えました、それから地方議会の意見書や決議も最終的には3/4を超えるんですけども、それを日々積み上げている。

全国から集まってきた被爆者の皆さんが黙々と議員会館の部屋で要請して回り、被爆者の方々は自分たちがやることは何を要請するのかわかっていて、要請書を持って「次はどこ？ 次はどこ」って議員会館の中に散って帰ってきて、また行くっていう、そういう姿を見て感動したんです。

すごい人たちだなって。日本の中に、戦争の被害を国に償えて要求している人たちがいたんだっていう驚きと、その人たちの動きの感動。それが今まで続いているという感じです。

（斉藤とも子）

まさに若い工藤さんが闘う被爆者、いろいろ体の中に抱えながらも、自分だけのためじゃない、これから先の世代のためにも、国にちゃんと償えと運動しているその人たちの姿に打たれたというか、そ

ういう出会いがあったんだなって思いました。

さて、時間となってしまいましたね。私もそうなんです。たった一人の被爆者の方に出会ったことから、どんどんその出会いが広がって、これはよく自分ごとって言いますが、自分ごとにしてくださいという言葉は簡単なんですけど、なかなかそうはいかないかなと思いますけど、たった一人の被爆者の方と出会うことによって、勝手に、それが自分ごとになると言いますか、他人ごととは思えなくなっていく。だからちっちゃなきっかけでもいいから、記憶している被爆者の方は少なくなってしまうかもしれませんが、なんとか出会うきっかけでつながって、一人でも多くの方にこのことが伝わって、それがまた次の世代に伝わっていくということを願いたいというか信じたいと思います。

ちょっとまとまらなくてすみません。

今日はこの辺でのトークは終わりにさせていただきたいと思います。

ほんとうにありがとうございました。